

税務通心

所得税の予定納税 期限に注意

個人が税務署から通知を受けた税額を、指定された期日までに納める予定納税。予定納税はその年分の所得税の一部を前もって納める意味があります。令和6年分の第1期分は、定額減税の影響により、この税額の減額を求める申請期限と納期がそれぞれ延長されています。

1 予定納税とは

(1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知に基づき、その年分の復興特別所得税を含めた所得税の一部（予定納税額）として納める制度です。

(2) 予定納税額の計算と納付

予定納税額は予定納税基準額を基に計算され、原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたり予定納税基準額の3分の1相当額となりますが、令和6年分の第1期分の予定納税額は、その税額から本人分の定額減税相当額（30,000円）を控除した残額となります。

令和6年分の納期は、右のとおりです。第1期分の最終日は、例年の7月末ではなく2ヶ月程度延長されている点にご留意ください。特に振替納税の場合には、振替日当日の口座残高にご留意ください。

| | 納期（振替日は納期最終日） |
|------|---|
| 第1期分 | 令和6年7月1日（月）～9月30日（月） |
| 第2期分 | 令和6年11月1日（金）～12月2日（月） ※11月30日が土曜日のため |

2 予定納税額の減額

廃業や休業あるいは業況不振などの要因で、その年分の復興特別所得税を含めた納税額を見積ったときに予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合、申請を行い承認されると予定納税額が減額できます。この申請を「予定納税の減額申請」といいます。

令和6年分では、予定納税額を減額するために扶養している家族分の定額減税相当額を控除してほしい場合には、この減額申請の手続を行います。ただしこの場合には、計算の基準日の現況による本人の令和6年分の合計所得金額の見積額が1,805万円を超える場合や、本人が非居住者である場合には、本人分とともに扶養している家族分の定額減税相当額の控除を適用することはできません。

令和6年分について申請を行う場合の提出期限は、右のとおりです。第1期分は、例年よりも提出期限が半月程度延長されていますが、減額申請には見積額の算定が必要です。減額をご希望の場合にはお早めに当事務所へご相談ください。

| | 計算の基準日 | 提出期限 |
|------------|---------------|---------------|
| 第1期分及び第2期分 | 令和6年6月30日（日） | 令和6年7月31日（水） |
| 第2期分 | 令和6年10月31日（木） | 令和6年11月15日（金） |

参考：国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A（予定納税・確定申告関係）（令和6年4月30日）」他

労務通心

新設された両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等支援コース

2024年4月より、両立支援等助成金の一つとして「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新設されました。このコースでは、育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入し、制度を利用した労働者に対して支援を行った場合に助成金が支給されます。

1 主な支給要件

主な支給要件は、以下のとおりです。

- 柔軟な働き方選択制度等を2つ以上導入する
- 柔軟な働き方選択制度等の利用について、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」（以下、プラン）を作成することにより支援を実施する方針を、社内周知する
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだプランを作成する
- 制度利用開始から6ヶ月の間に、対象となる労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用する

2 制度等と利用実績

「柔軟な働き方選択制度等」とは、次の5つの制度であり、このうちの2つ以上の制度を導入する必要があります。なお、これらの制度等は、子どもが3歳以降小学校就学前までの労働者が利用できる制度として設ける必要があります。

- フレックスタイム制／時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 短時間勤務制度
- 保育サービスの手配・費用補助制度
- 子の養育を容易にするための休暇制度／育児・介護休業法を上回る子の看護休暇制度

助成金を受給するためには、制度利用開始から6ヶ月の間に、対象労働者が、5つの制度ごとに定められた利用実績の基準を満たすことが必要です。例えば、「フレックスタイム制」を選択した場合、始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定できる制度を、合計20日以上利用していることが求められます。

3 助成金の支給額

導入した制度の数に応じ、下表の助成額が支給されます。

| | |
|--------------------------|------|
| 制度を2つ導入し、対象者が制度を利用した場合 | 20万円 |
| 制度を3つ以上導入し、対象者が制度を利用した場合 | 25万円 |

※1事業主1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき5人まで

※育児休業等に関する情報公表加算を行った場合、上記に2万円を加算（1事業主1回限り）